

校 長	副校長	教 務	担 任

インフルエンザ罹患による欠席報告書（定時制用）

滋賀県立長浜北星高等学校

年 組 氏名

発 病 し た 日	令和 年 月 日 発熱、倦怠感などの症状がみられた日
医 療 機 関 受 診 日	令和 年 月 日
受 診 し た 医 療 機 関 (病院・医院の名称)	病院・医院・クリニック・診療所
診 断 さ れ た 病 名	インフルエンザ (A 型 ・ B 型 ・ 医師の臨床診断)
解 熱 し た 日	令和 年 月 日
学 校 を 欠 席 し た 期 間 <small>学校長が指示する出席停止期間と必ず 一致するものではありません。</small>	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
学 校 保 健 法 基 準	発症した後5日を経過し、 かつ、解熱した後2日を経過するまで

医師の指示に従い、学校を欠席（自宅療養）したことを報告します。

添付書類： ・ 診療報酬明細書
・ 薬剤情報提供書
・ その他（ ）

(インフルエンザの罹患がわかる書類の添付をお願いいたします。(お子様の名前と日付が記載されているもの))

滋賀県立長浜北星高等学校長様

令和 年 月 日

保護者氏名

印

インフルエンザによる出席停止期間について

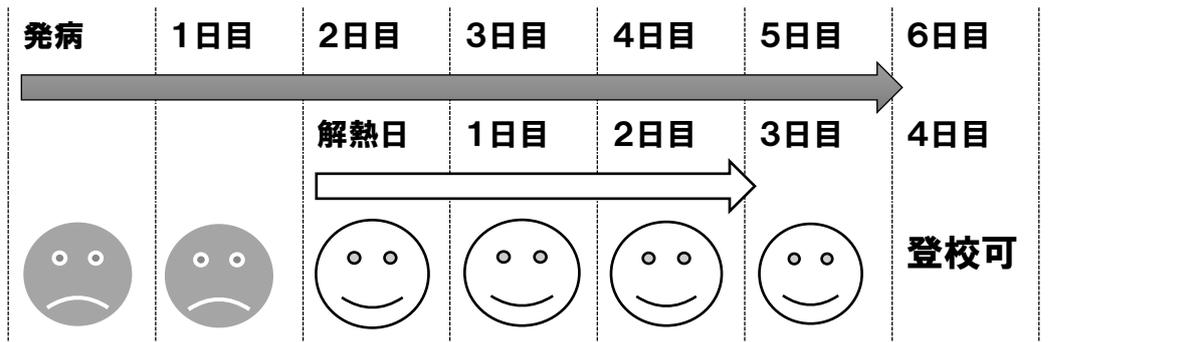
学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「解熱後2日を経過するまで」から「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となっています。インフルエンザ発症後、学校へ登校するには下記の2つの条件を両方満たす必要があります。

- ・ 解熱後2日を経過していること
- ・ 発症後5日を経過していること

発症とは発熱の症状が現れたことを指します。日数の数え方は発熱が始まった日は含まず、翌日から発症第1日目と考えます。



この場合、発症後6日目に登校できます。



この場合、解熱して2日経過しても、発症後5日を経過していない為、すぐには登校できません。発症後6日目に登校できます。



この場合、発症後5日を経過していても、解熱後2日は経過していない為、登校できません。発症後7日目に登校できます。

※インフルエンザの制圧のためというよりも、症状が続く感染力がある期間をしっかりと休むことによって感染（流行）のスピードを緩やかにし、感染規模を縮小する効果があります。一度に多くの方が感染する＝爆発的な流行、蔓延化は、幼児や高齢者、持病のある方が重症になる確率が上がります。